



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県首里城歴史文化継承基金条例 (特命推進課) 6
- 沖縄県特別職に属する常勤の職員の期末手当の特例に関する条例 (人事課) 7
- 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) 7
- 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課) 9
- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (行政管理課) 12
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (財政課) 13
- 沖縄県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例 (市町村課) 15
- 沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例 (環境保全課) 15
- 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例 (青少年・子ども家庭課) 17
- 沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例 (子ども未来政策課) 17
- 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (障害福祉課) 18
- 公立大学法人沖縄県立看護大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例 (保健医療総務課) 19
- 公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例 (保健医療総務課) 19
- 沖縄県農作物種苗生産条例 (糖業農産課) 24
- 沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (森林管理課) 27
- 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例 (産業政策課) 28
- 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例 (都市計画・モノレール課) 28
- 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (都市公園課) 29
- 沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例 (建築指導課) 30
- 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (住宅課) 31
- 沖縄県議会議員の期末手当の特例に関する条例 (議会事務局総務課) 31
- 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁総務課) 32
- 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例 (教育庁学校人事課) 33
- 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁学校人事課) 33
- 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 (警察本部生活安全企画課) 34
- 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部生活安全企画課) 38
- 沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部少年課) 38

公布された条例のあらまし

- 沖縄県首里城歴史文化継承基金条例 (条例第5号)
 - 1 基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めることとした。(第1条から第7条まで)
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

- 沖縄県特別職に属する常勤の職員の期末手当の特例に関する条例（条例第6号）
- 1 知事等及び特別職の秘書の令和4年6月に支給する期末手当に係る支給割合を引き下げる措置について定めることとした。（本則）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第7号）
- 1 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正することとした。＜第1条＞
妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を充実させるため、不妊治療のための特別休暇を設ける。（第16条関係）
 - 2 沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）の一部を次のように改正することとした。＜第2条＞
(1) 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援を充実させるため、非常勤職員の育児休業及び部分休業の要件を緩和する。（第2条及び第26条関係）
(2) 育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための任命権者が講ずべき措置を定める。（第30条及び第31条関係）
 - 3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。（附則）
- 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第8号）
- 1 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正することとした。＜第1条＞
期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の122.5（特定幹部職員にあっては100分の102.5）に引き下げる。また、再任用職員の期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の67.5（特定幹部職員にあっては、100分の57.5）に引き下げる。（第27条関係）
 - 2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正することとした。＜第2条＞
期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の162.5に引き下げる。（第6条関係）
 - 3 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正することとした。＜第3条＞
(1) 期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の162.5に引き下げる。（第9条関係）
(2) その他所要の改正を行う。（第9条関係）
 - 4 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正することとした。＜第4条＞
期末手当について、6月期及び12月期の支給割合を100分の125に引き下げる。（第5条関係）
 - 5 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、3(2)及び6の職員のうち大学の学長に係る部分については、公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例（令和4年沖縄県条例第17号）の施行の日又はこの条例の施行の日のいずれか遅い日から施行することとした。（附則第1項）
 - 6 令和4年6月に支給する期末手当について、職員の区分ごとの調整額を減ずる特例措置を定めることとした。（附則第2項）
 - 7 人事交流等により新たに職員となった者に係る6の特例措置の読替え規定を定めることとした。（附則第3項）
 - 8 人事委員会規則への委任について定めることとした。（附則第4項）
 - 9 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第42号）、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和59年沖縄県条例第27号）について、1に伴う規定の整理を行うこととした。（附則第5項）
- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第9号）
- 1 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った那覇市が処理することとした。（第2条関係）
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。（第2条関係）
 - 3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。（附則）

-
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第10号）
 - 1 工芸振興センターが保有する機器の使用料について、徴収根拠を廃止することとした。（別表第1関係）
 - 2 工芸振興センターが行う原材料強弱試験等に係る手数料を廃止することとした。（別表第2関係）
 - 3 電気工事士免状書換え手数料の額を改めることとした。（別表第3関係）
 - 4 その他所要の改正を行うこととした。（別表第1及び別表第2関係）
 - 5 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。（附則）

 - 沖縄県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例（条例第11号）
 - 1 行政書士試験に係る手数料の額を改めることとした。（第2条関係）
 - 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。（附則）

 - 沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例（条例第12号）
 - 1 特定粉じんに関する規定を削ることとした。（第2条、第23条の2から第23条の9まで、第53条、第58条及び第59条関係）
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。（目次、第2条、第4条第2項、第19条から第22条まで及び第50条関係）
 - 3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
 - 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項から第4項まで）

 - 沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例（条例第13号）
 - 1 青少年の定義を改めることとした。（第5条関係）
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。（第16条、第17条の2、第17条の3、第18条、第18条の2及び第18条の4関係）
 - 3 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。（附則）

 - 沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例（条例第14号）
 - 1 基金の設置期間を延長することとした。（附則第2項関係）
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

 - 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（条例第15号）
 - 1 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第25号）の一部を次のように改正することとした。＜第1条＞

指定入所支援及び施設障害福祉サービスを同一の指定福祉型障害児入所施設において一体的に提供している場合の特例に係る経過措置の期限を令和4年3月31日から令和6年3月31日に延長する。（附則第2項関係）
 - 2 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正することとした。＜第2条＞

指定入所支援及び施設障害福祉サービスを同一の指定障害者支援施設において一体的に提供している場合の特例に係る経過措置の期限を令和4年3月31日から令和6年3月31日に延長する。（附則第2項関係）
 - 3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。（附則）

 - 公立大学法人沖縄県立看護大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例（条例第16号）
 - 1 法人への職員の引継ぎに係る県の内部組織を定めることとした。（本則）
 - 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。（附則）

 - 公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第17号）
 - 1 沖縄県立看護大学条例（平成10年沖縄県条例第32号）及び沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例（平成10年沖縄県条例第33号）を廃止することとした。＜第1条及び第2条＞
 - 2 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）について、1に伴う規定の整理を行うこととした。＜第3条＞

- 3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 4 次に掲げる関係条例について、2に伴う規定の整理を行うこととした。(附則第2項から第5項まで)
 - (1) 沖縄県職員の育児休業等に関する条例(平成4年沖縄県条例第6号)
 - (2) 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年沖縄県条例第51号)
 - (3) 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年沖縄県条例第52号)
 - (4) 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例(平成18年沖縄県条例第65号)

○ 沖縄県農作物種苗生産条例(条例第18号)

- 1 目的について定めることとした。(第1条)
- 2 定義について定めることとした。(第2条)
- 3 基本理念について定めることとした。(第3条)
- 4 県の責務について定めることとした。(第4条)
- 5 種苗生産者及び農作物の生産者の努力について定めることとした。(第5条及び第6条)
- 6 基本的施策について定めることとした。(第7条)
- 7 知見等の提供について定めることとした。(第8条)
- 8 財政上の措置について定めることとした。(第9条)
- 9 沖縄県農作物種苗審議会について定めることとした。(第10条)
- 10 規則への委任について定めることとした。(第11条)
- 11 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第19号)

- 1 研修室の利用に係る料金の基準額を改めるとともに、木工室及び冷房設備の利用に係る料金の基準額を定めることとした。(別表第1関係)
- 2 その他所要の改正を行うこととした。(別表第1関係)
- 3 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。ただし、2は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例(条例第20号)

- 1 高圧ガス製造保安責任者試験手数料及び高圧ガス販売主任者試験手数料の額を改めることとした。(別表第2関係)
- 2 液化石油ガス販売事業者の認定申請手数料、貯蔵施設等の変更許可申請手数料及び液化石油ガス設備士試験手数料の額を改めることとした。(別表第3関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。(別表第2関係)
- 4 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。ただし、3は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第21号)

- 1 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)及び沖縄県屋外広告物条例(昭和50年沖縄県条例第28号)に基づく広告物の表示の許可等知事の権限に属する事務のうち、浦添市が処理することとする事務に係る規定を整理することとした。(第47条関係)
- 2 屋外広告物法第3条から第5条まで、第7条及び第8条に基づく条例の制定又は改廃に関する事務を、景観行政団体である浦添市が処理することとした。(第48条関係)
- 3 その他所要の改正を行うこととした。(第49条から第54条まで関係)
- 4 この条例は、令和4年7月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 5 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第22号)

- 1 海洋博覧会地区内施設の入場料の限度額を改めることとした。(別表第2及び別表第3関係)
- 2 この条例は、令和4年10月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例(条例第23号)

- 1 宅地建物取引士資格試験に係る手数料の額を改めることとした。(第4条関係)
- 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。(附則)

-
- 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第24号）
- 1 入居の手続における連帯保証人に関する規定を廃止することとした。（第12条関係）
 - 2 その他所要の改正を行うこととした。（第19条、第42条、第54条及び附則第3項関係）
 - 3 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。ただし、2は公布の日から施行することとした。（附則）
-
- 沖縄県議会議員の期末手当の特例に関する条例（条例第25号）
- 1 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第42号）第5条に規定する期末手当について、令和4年6月に支給される議員の期末手当の支給割合を引き下げることにした。（本則）
 - 2 この条例は公布の日から施行することとした。（附則第1項）
 - 3 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条の規定により沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の適用を受ける職員の例によることとされる沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年沖縄県条例第8号）附則第2項第1号ア中「130分の15」とあるのは「155分の10」とした。（附則第2項）
-
- 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（条例第26号）
- 1 沖縄県立名護高等学校附属桜中学校の名称及び位置を定めることとした。（別表第3関係）
 - 2 この条例は、令和4年10月1日から施行することとした。（附則）
-
- 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第27号）
- 1 県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校の職員並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改めることとした。（第2条関係）
 - 2 この条例は、令和4年4月1日から施行することとした。（附則）
-
- 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）
- 1 条例等に基づく市町村立学校教職員の扶養手当の認定に関する事務等沖縄県教育委員会の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った多良間村、竹富町及び与那国町が処理することとした。（第2条関係）
 - 2 この条例は、令和4年8月1日から施行することとした。（附則第1項）
 - 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項及び第3項）
-
- 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第29号）
- 1 指定講習機関に講習手数料を納める講習に若年運転者講習を加えることとした。（第5条関係）
 - 2 許可証書換え手数料の額を改めることとした。（別表第8関係）
 - 3 認知機能検査手数料の額等を改めるとともに、運転技能検査手数料の額等を定めることとした。（別表第9関係）
 - 4 2は令和4年4月1日から、1及び3は令和4年5月13日から施行することとした。（附則）
-
- 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）
- 1 青少年の定義を改めることとした。（第2条関係）
 - 2 この条例は、令和6年4月1日から施行することとした。（附則）
-
- 沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）
- 1 青少年の定義を改めることとした。（第2条関係）
 - 2 この条例は、一部の規定を除き、令和6年4月1日から施行することとした。（附則）

沖縄県首里城歴史文化継承基金条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第5号

沖縄県首里城歴史文化継承基金条例

(設置)

第1条 首里城に象徴される沖縄の固有の歴史及び文化の継承を目的として、県が行う事業の費用の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項の規定に基づき、沖縄県首里城歴史文化継承基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(1) 伝統的な建造物（これと一体として設置される物件を含む。）の建造又は修繕に関する専門的な知識又は技術を有する人材の育成を県が行う事業の費用の財源に充てるとき。

(2) 歴史的又は文化的に重要な施設の整備その他歴史的風致の維持及び向上を図るため
県が行う事業の費用の財源に充てるとき。

(規則への委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県特別職に属する常勤の職員の期末手当の特例に関する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第6号

沖縄県特別職に属する常勤の職員の期末手当の特例に関する条例

令和4年6月の特別職に属する常勤の職員の期末手当の支給についての次に掲げる条例
の規定の適用については、これらの条例の規定中「100分の155」とあるのは、「100分の1
50」とする。

(1) 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）第7条

(2) 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和59年沖縄県条例第27号）第
4条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職員の育児休業等に関
する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第7号

沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び沖縄県職

員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

第16条第13号中「職員が」を削り、同条中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

- (14) 不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1
暦年について5日（当該通院等が体外受精その他の人事委員会規則で定める不妊治療に係るものである場合にあつては、10日）の範囲内の期間

(沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 部分休業（第26条—第29条）」を
「第4章 部分休業（第26条—第29条）」を
第5章 任命権者が講ずべき措置
29条)
に改める。
置（第30条・第31条）」

第2条第4号ア(7)を削り、同号ア(1)中「特定職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に」に改め、同号ア(1)を同号ア(7)とし、同号ア(7)を同号ア(1)とする。

第26条第2号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める」に改め、同号ア及びイを削る。

本則に次の1章を加える。

第5章 任命権者が講ずべき措置

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第30条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不

利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第31条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第8号

沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の110」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に、「100分の110」を「100分の102.5」に、「100分の62.5」を「100分の57.5」に改める。

(沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「管理職員又は」を「管理職員が」に、「）又は」を「）が」に、「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

（沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第4条 沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条中沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項の改正規定（「管理職員又は」を「管理職員が」に、「）又は」を「）が」に改める部分に限る。）及び次項（第1号ウに係る部分に限る。）の規定は、公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例（令和4年沖縄県条例第17号）の施行の日又はこの条例の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の沖縄県職員の給与に関する条例（第1号イにおいて「新給与条例」という。）第27条第2項（同条第3項、第2条の規定による改正後の沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第3項又は第3条の規定による改正後の沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び沖縄県職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第27条第4項から第6項まで（沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第15条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第35条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年沖縄県条例第2号）第4条第1項又は沖縄県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年沖縄県条例第45号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）

から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）第1条に規定する知事等（第3号において「知事等」という。）及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和59年沖縄県条例第27号）第1条に規定する秘書（第3号において「秘書」という。）をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 次号及び第3号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イからエまでに掲げる職員以外の職員 130分の15

イ 新給与条例第27条第2項に規定する特定幹部職員（次号イにおいて「特定幹部職員」という。） 110分の15

ウ 公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例第3条の規定による改正前の沖縄県職員の給与に関する条例第27条第2項に規定する大学の学長 167.5分の10

エ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項に規定する第1号任期付研究員若しくは同条第2項に規定する第2号任期付研究員又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員 167.5分の10

(2) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。） 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 72.5分の10

イ 特定幹部職員 62.5分の10

(3) 知事等又は秘書 155分の10

3 令和3年12月に沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）、沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）その他の人事委員会規則で定める条例に規定する期末手当を支給された者に対する前項の規定の適用については、同項中「令和3年12月に支給された期末

手当の額に、同月1日（同日前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者、沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和47年沖縄県条例第96号）第1条に規定する知事等（第3号において「知事等」という。）及び沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和59年沖縄県条例第27号）第1条に規定する秘書（第3号において「秘書」という。）をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た」とあるのは、「沖縄県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和47年沖縄県条例第57号）又は沖縄県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める」とする。

（人事委員会規則への委任）

- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部改正）

- 5 次に掲げる条例の規定中「100分の130」を「100分の122.5」に改める。

- (1) 沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第42号）第5条第2項
- (2) 沖縄県知事等の給与及び旅費に関する条例第7条
- (3) 沖縄県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例第4条

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第9号

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中59の項を60の項とし、30の項から58の項までを1項ずつ繰り下げ、29の項

の次に次のように加える。

<p>30 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下この項において「法」という。）及び難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号。以下この項において「施行規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第6条第1項に規定する申請の受理に関する事務</p> <p>(2) 法第10条第1項に規定する変更の申請の受理に関する事務</p> <p>(3) 施行規則第13条第1項の規定による変更の届出の受理に関する事務</p> <p>(4) 施行規則第27条第1項に規定する申請書の受理に関する事務</p>	<p>那覇市</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第10号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1 工芸振興センター使用料の項を次のように改める。

<p>工芸振興 センター 使用料</p>	<p>染色耐光試験機</p> <p>染色摩擦試験機</p> <p>染色洗濯試験機</p> <p>染色汗試験機</p> <p>糸引張試験機</p>	<p>1時間につき</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>680円</p> <p>450円</p> <p>450円</p> <p>450円</p> <p>520円</p>	<p>1時間未満 の場合は、 1時間とし て計算す る。</p>
------------------------------	--------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------

コンピュータカッティングマシン	同	1,470円
万能ミキサー	同	140円
NCルーター	同	1,700円
微粒子粉碎機	同	300円
分光測色計	同	80円

別表第2 工芸振興センター手数料の項を次のように改める。

工芸振興センター 手数料	繊維の試験	引張り強さ及び伸び試験	1点につき	1,590円	
		番手（織度）試験	同	1,210円	
		糸長試験	同	1,210円	
		撚り数試験	同	1,210円	
		曲げ試験	同	1,490円	
染色堅ろう度試験	耐光試験		1点につき	4,730円	日本産業規格6級までとする。
		洗濯試験	1点につき	1,560円	
		汗試験	同	1,390円	
	摩擦試験	同	1,390円		
染料、材料又は薬剤測定試験	粒度分布測定試験	1点につき	1,410円		
物性試験	比重測定	1件につき	1,580円		
	含水率測定	1件につき	1,790円	絶乾重量法による場合	
	塗料一般試験	1件につき	1,770円		
製品試験	家具強度試験	1点につき	1,420円		
	家具耐久性試験	同	14,650円		

別表第3 電気工事士免状書換え手数料の項中「2,100円」を「2,700円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第11号

沖縄県行政書士試験手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県行政書士試験手数料条例（平成12年沖縄県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「7,000円」を「10,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第12号

沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例

沖縄県生活環境保全条例（平成20年沖縄県条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第23条の9」を「第23条」に改める。

第2条第6号中「たい積」を「堆積」に改め、「物質」の次に「（石綿を除く。）」を加え、同条第7号及び第8号を削り、同条第9号中「一般粉じん発生施設」を「粉じん発生施設」に、「一般粉じんを」を「粉じんを」に、「一般粉じんが」を「粉じんが」に改め、同号を同条第7号とし、同条第10号を削り、同条中第11号を第8号とし、第12号を第9号とし、第13号を第10号とする。

第4条第2項、第19条の見出し並びに同条第1項及び第2項、第20条第1項、第21条並びに第22条中「一般粉じん発生施設」を「粉じん発生施設」に改める。

第23条の2から第23条の9までを削る。

第50条第1項中「一般粉じん発生施設」を「粉じん発生施設」に改める。

第53条第1項中「、解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者」、「、解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況」及び「若しくは解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場」を削り、「、解体等工事に係る建築物等その他の」を「その他の」に改める。

第58条を次のように改める。

第58条 第8条第1項、第10条第1項、第25条又は第27条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第59条第1号中「、第23条の3第1項」を削る。

附則第3項及び附則第7項の表中「一般粉じん発生施設」を「粉じん発生施設」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にされた改正前の沖縄県生活環境保全条例（次項において「旧条例」という。）第19条第1項若しくは第3項、第20条第1項又は第23条第1項において準用する第13条若しくは第14条の規定による一般粉じん発生施設に係る届出（沖縄県生活環境保全条例の一部を改正する条例（平成27年沖縄県条例第38号）附則第2項の規定により一般粉じん発生施設に係る届出とみなされた届出を含む。）は、それぞれ、改正後の第19条第1項若しくは第3項、第20条第1項又は第23条第1項において準用する第13条若しくは第14条の規定による粉じん発生施設に係る届出とみなす。

3 この条例の施行の日から起算して14日を経過する日前に開始した旧条例第23条の3第1項の規定による届出を要した特定粉じん排出等作業については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる

場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第13号

沖縄県青少年保護育成条例の一部を改正する条例

沖縄県青少年保護育成条例（昭和47年沖縄県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号を次のように改める。

(1) 青少年 18歳に満たない者をいう。

第16条中「とって」を「取って」に改める。

第17条の2の見出し及び同条第1項中「みだら」を「淫ら」に改める。

第17条の3中「だ液」を「唾液」に改める。

第18条第1号中「みだら」を「淫ら」に改め、同条第3号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条第4号中「とばく」を「賭博」に改める。

第18条の2第1項中「そそのかし」を「唆し」に改める。

第18条の4第1号中「だ液」を「唾液」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第16条、第17条の2、第17条の3、第18条、第18条の2及び第18条の4の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第14号

沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例の一部を改正する条例

沖縄県子どもの貧困対策推進基金条例（平成28年沖縄県条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成34年3月31日」を「令和14年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第15号

沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

（沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第1条 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

（沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和4年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

公立大学法人沖縄県立看護大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第16号

公立大学法人沖縄県立看護大学への職員の引継ぎに係る沖縄県の内部組織を定める条例

公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴い地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により条例で定める県の内部組織は、公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例（令和4年沖縄県条例第17号）第1条の規定による廃止前の沖縄県立看護大学条例（平成10年沖縄県条例第32号）第1条に規定する沖縄県立看護大学とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第17号

公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係条例の整理に関する条例

(沖縄県立看護大学条例の廃止)

第1条 沖縄県立看護大学条例（平成10年沖縄県条例第32号）は、廃止する。

（沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例の廃止）

第2条 沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例（平成10年沖縄県条例第33号）

は、廃止する。

（沖縄県職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号中アを削り、イをアとし、ウをイとする。

第7条の2第1項を削り、同条第2項を同条とする。

第26条の2第1項中「又は大学の学長」を削り、同条第3項第1号を次のように改める。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

第27条第2項中「し、大学の学長にあつては100分の167.5を乗じて得た額と」を削る。

第34条の2中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

別表第4中

「 教 育 職 給 料 表 (1)

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	216,400	277,100	324,300	406,000
	2	218,700	280,100	327,200	408,300
	3	220,900	282,900	330,300	410,700
	4	223,100	285,700	333,300	413,200
	5	225,200	288,500	336,500	415,300
	6	227,300	291,000	339,100	417,800
	7	229,500	293,200	341,700	420,000
	8	231,600	295,600	344,400	422,500
	9	233,900	298,200	347,400	424,200
	10	236,300	300,700	350,300	426,700
	11	238,700	303,100	353,400	429,000
	12	241,100	305,700	356,700	431,300

13	243,200	308,000	359,500	432,700
14	245,600	310,000	361,400	434,900
15	248,000	312,100	363,600	437,100
16	250,400	313,800	366,100	439,400
17	252,400	316,000	368,300	441,500
18	255,500	318,100	370,500	443,900
19	258,600	320,100	372,600	446,200
20	261,700	322,100	374,500	448,600
21	264,600	324,100	376,500	450,700
22	267,600	326,500	378,400	453,000
23	270,500	329,100	380,400	455,400
24	273,400	331,900	382,100	457,700
25	276,200	333,900	383,500	459,700
26	278,800	335,900	385,300	461,900
27	281,300	338,000	387,100	464,000
28	284,000	340,400	389,000	466,200
29	286,800	342,800	390,900	468,300
30	289,200	344,900	392,600	470,600
31	291,400	346,800	394,300	472,800
32	293,800	348,600	396,000	474,900
33	296,000	350,600	397,600	476,800
34	298,200	352,700	399,400	478,900
35	300,700	354,800	400,900	481,200
36	302,900	356,800	402,700	483,400
37	305,400	358,400	403,800	485,500
38	307,000	360,400	405,400	487,500
39	308,700	362,500	406,900	489,400
40	310,400	364,400	408,400	491,300
41	312,300	366,300	409,300	493,300
42	312,800	368,200	410,900	495,200
43	313,700	370,000	412,400	496,900
44	314,600	371,800	414,000	498,800
45	315,500	373,600	415,300	500,700
46	316,500	375,400	416,900	502,500
47	317,300	376,900	418,300	504,300
48	318,300	378,700	419,900	506,200
49	319,200	380,200	421,300	507,900
50	320,100	381,800	422,600	509,600
51	320,900	383,400	423,900	511,400
52	321,700	385,100	425,200	513,300
53	322,900	386,200	425,900	514,900
54	323,700	387,700	426,900	516,500
55	324,500	389,100	427,800	518,200
56	325,300	390,700	428,700	519,800
57	326,000	392,000	429,600	521,400
58	327,100	393,400	430,500	522,700
59	328,200	394,700	431,400	524,000
60	329,200	396,200	432,300	525,200

	61	330,200	397,500	433,200	526,400
	62	331,200	398,900	434,100	527,400
	63	332,300	400,400	435,100	528,400
	64	333,400	401,900	436,200	529,400
	65	334,100	402,900	437,100	530,000
再任用 職員以 外の職 員	66	335,200	404,000	438,100	530,900
	67	335,900	405,000	439,100	531,800
	68	337,000	406,100	440,000	532,700
	69	337,600	407,100	441,000	533,600
	70	338,700	408,000	442,000	534,400
	71	339,600	408,800	442,900	535,100
	72	340,700	409,600	443,900	535,600
	73	341,000	410,400	444,900	536,300
	74	342,000	411,300	445,800	536,800
	75	343,000	412,100	446,700	537,600
	76	344,000	412,900	447,700	538,200
	77	345,000	413,600	448,500	538,700
	78	346,000	414,000	449,000	
	79	346,900	414,300	449,700	
80	347,800	414,600	450,300		
81	348,800	414,900	451,100		
82	349,800	415,200	451,800		
83	350,800	415,400	452,100		
84	351,800	415,700	452,700		
85	352,400	416,000	453,100		
86	353,000	416,300	453,400		
87	353,600	416,600	453,700		
88	354,200	416,900	454,000		
89	354,800	417,100	454,300		
90	355,200	417,400			
91	355,600	417,700			
92	356,100	418,000			
93	356,600	418,200			
94	357,000	418,500			
95	357,500	418,800			
96	358,000	419,100			
97	358,600	419,300			
98	359,100	419,600			
99	359,500	419,900			
100	360,000	420,100			
101	360,400	420,300			
102	360,900	420,600			
103	361,200	420,900			
104	361,700	421,100			
105	362,200	421,300			
106	362,600				
107	363,100				

	108	363,600			
	109	364,000			
	110	364,500			
	111	365,000			
	112	365,400			
	113	365,800			
	114	366,200			
	115	366,700			
	116	367,100			
	117	367,500			
	118	367,900			
	119	368,400			
	120	368,800			
	121	369,100			
	122	369,500			
	123	370,000			
	124	370,300			
	125	370,700			
	126	371,200			
	127	371,700			
	128	372,100			
	129	372,500			
	特1				706,000
	特2				761,000
	特3				818,000
	特4				895,000
	特5				965,000
再任用職員		282,800	293,800	315,700	399,700

備考 この表は、大学に勤務する学長、教授、准教授、講師、助教、助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用し、4級の特1号給から特5号給までは、学長のみ適用する。 」

を削る。

別表第7中エを削り、オをエとし、カからコまでをオからケまでとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(沖縄県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第24条の表中「第34条の2第2項」を「第34条の2第1項」に改める。

(沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

- 3 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「又は」を「が」に改める。

(沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

- 4 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第7条の2第2項」を「第7条の2」に改める。

(沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 5 沖縄県職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年沖縄県条例第65号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項第2号中「第5条第1項第4号イ」を「第5条第1項第4号ア」に改める。

第35条第1項中「第5条第1項第4号ウ」を「第5条第1項第4号イ」に改める。

第36条第1項及び第37条第1項第1号中「第5条第1項第4号イ」を「第5条第1項第4号ア」に改める。

第40条第1項中「第5条第1項第4号イ」を「第5条第1項第4号ア」に、「同号ウ」を「同号イ」に改める。

沖縄県農作物種苗生産条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第18号

沖縄県農作物種苗生産条例

(目的)

第1条 この条例は、品質の高い農作物の安定的な生産のためには、本県の土壌、気候、風土その他の自然的条件に適する良質な種苗の安定的な供給が不可欠であることに鑑

み、良質な種苗の生産の推進に関する基本理念、県の責務等を定めることにより、良質な種苗の安定的な供給を図り、もって本県の農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 種苗 農作物の生産のために栽培される植物の個体の全部又は一部であって、繁殖の用に供されるものをいう。
- (2) 特定農作物 種苗の生産を推進する事業を実施することにより、本県の農業の競争力の強化又は地域の活性化に特に資するものとして知事が認める農作物をいう。
- (3) 伝統的農作物 本県の伝統的な食文化に密接な関係がある農作物であって、本県において長年にわたって栽培されているものをいう。

(基本理念)

第3条 良質な種苗の生産の推進は、種苗が品質の高い農作物の安定的な生産のために欠くことのできない重要なものであるという認識の下に、県、種苗の生産者（以下「種苗生産者」という。）、農作物の生産者その他の関係者が相互に連携を図りながら協力することにより行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、良質な種苗の生産の推進に関する施策を実施する責務を有する。

(種苗生産者の努力)

第5条 種苗生産者は、基本理念にのっとり、良質な種苗を安定的に生産するために必要な知識及び技術の維持向上に努めるものとする。

- 2 種苗生産者は、県が実施する良質な種苗の生産の推進に関する施策について協力するよう努めるものとする。

(農作物の生産者の努力)

第6条 農作物の生産者は、基本理念にのっとり、良質な種苗を用いて農作物の生産を行うよう努めるものとする。

- 2 農作物の生産者は、県が実施する良質な種苗の生産の推進に関する施策について協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第7条 県は、次に掲げる基本的な施策を講ずるものとする。

- (1) 特定農作物の本県の自然的条件に適した品種の育成に関する施策
- (2) 特定農作物の優良な品種の良質な種苗を安定的に生産する体制の整備に関する施策
- (3) 特定農作物の種苗生産者及び生産者の知識及び技術の維持向上に関する施策
- (4) 伝統的農作物の種苗の継承及び保存並びに活用に関する施策
- (5) 前各号に掲げる施策の実施により県が得た種苗の生産に関する知見の活用に関する施策

(知見等の提供)

第8条 知事は、農作物の品種の育成又は種苗の生産を目的とする者から、前条第1号から第4号までに掲げる施策の実施により県が得た種苗の生産に関する知見又は種苗（以下この条において「知見等」という。）の提供の依頼を受けた場合は、その農作物の品種の育成又は種苗の生産が本県の農業の振興に資すると認めるときに限り、知見等の提供の目的を達成するために必要な条件を付して、当該依頼に応じ、知見等の提供を行うことができる。

- 2 知事は、前項の規定により本県の農業の振興に資するものであるかどうかを判断するに当たっては、沖縄県農作物種苗審議会の意見を聴かななければならない。ただし、知見等を提供しても、本県の農業の持続的な発展を妨げるおそれがないことが明らかである場合には、この限りでない。

(財政上の措置)

第9条 県は、良質な種苗の生産の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(沖縄県農作物種苗審議会)

第10条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、沖縄県農作物種苗審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員8人以内で組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者、関係団体の役員又は職員、関係行政機関の職員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第19号

沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖縄県条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1項中

研修室	1時間につき 410円
-----	-------------

を

研修室	1時間につき 430円
木工室	1時間につき 730円

に改め、同表第2

項中「知事が」を「規則で」に改め、同項を同表第3項とし、同表第1項の次に次の1項を加える。

2 冷房設備

1時間につき400円以内で規則で定める額

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から

施行する。ただし、別表第1第2項の改正規定（「知事が」を「規則で」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第20号

沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県火薬類製造業許可、高圧ガス製造許可申請等手数料条例（平成12年沖縄県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第2の10の項中「高圧ガス保安法施行令」の次に「（平成9年政令第20号）」を加え、同表14の項中「9,300円」を「11,600円」に、「8,800円」を「11,100円」に、「8,700円」を「10,300円」に、「8,200円」を「9,800円」に改め、同表15の項中「7,900円」を「9,000円」に、「7,400円」を「8,500円」に、「6,200円」を「7,200円」に、「5,700円」を「6,700円」に改める。

別表第3の7の項中「110,000円」を「98,000円」に改め、同表9の項中「17,000円」を「15,000円」に改め、同表20の項中「21,400円」を「23,200円」に、「20,900円」を「22,700円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別表第2の10の項の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第21号

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例

沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第47条の表中「浦添市 南城市 国頭村」を「浦添市（左欄1から7までに掲げる事務に限る。） 南城市 国頭村」に、

1 第6条第2項に規定する許可に関する事務 2 1に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの	浦添市 南城市	を
1 第7条第7項に規定する許可に関する事務 2 1に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの	浦添市	
」		
1 第6条第2項に規定する許可に関する事務 2 1に掲げるもののほか、この条例の施行のための規則に基づく事務であつて、別に規則で定めるもの	南城市	に
」		

改める。

第53条を第54条とし、第48条から第52条までを1条ずつ繰り下げ、第47条の次に次の1条を加える。

（景観行政団体である市町村の特例）

第48条 法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務のうち浦添市の区域に係るものは、法第28条の規定により、当該市が処理することとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第22号

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県国営沖縄記念公園内施設の設置及び管理に関する条例（平成30年沖縄県条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,880円」を「2,180円」に、「1,500円」を「1,730円」に、「1,250円」を「1,440円」に、「990円」を「1,140円」に、

620円	490円
------	------

を

710円	560円
------	------

に改める。

別表第3中「3,760円」を「4,360円」に、「2,500円」を「2,880円」に、「1,240円」を「1,420円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第23号

沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県宅地建物取引業免許申請等手数料条例（平成12年沖縄県条例第52号）の一部を次

のように改正する。

第4条第2項中「7,000円」を「8,200円」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第24号

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、知事が適当と認める連帯保証人1人の連署する」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第19条第3項中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務」に、「これを控除」を「その額を控除」に改める。

第42条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第54条中「、第19条中「未納の家賃」とあるのは「未納の家賃及び割増賃料」と」を削る。

附則第3項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他の」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第19条、第42条、第54条及び附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県議会議員の期末手当の特例に関する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第25号

沖縄県議会議員の期末手当の特例に関する条例

沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和47年沖縄県条例第42号）第5条の規定の適用については、令和4年6月に支給する期末手当にあっては、同条中「100分の155」とあるのは「100分の150」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、沖縄県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2項の規定により沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）の適用を受ける職員の例によることとされる沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年沖縄県条例第8号）附則第2項の規定の適用については、同項第1号ア中「130分の15」とあるのは「155分の10」とする。

沖縄県立高等学校の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第26号

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中	「 沖縄県立与勝緑が丘中学校	うるま市勝連平安名3248番地	」
-------	----------------	-----------------	---

を	「 沖縄県立名護高等学校附属桜中学校 沖縄県立与勝緑が丘中学校	名護市大西五丁目17番1号 うるま市勝連平安名3248番地	に改める。
---	------------------------------------	----------------------------------	-------

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第27号

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の表県立高等学校の項中「4,034人」を「4,006人」に改め、同表県立特別支援学校の項中「1,851人」を「1,922人」に改め、同表県立中学校の項中「49人」を「50人」に改め、同表市町村立小学校及び中学校の項中「10,482人」を「10,813人」に改め、同表合計の項中「16,416人」を「16,791人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第28号

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成24年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(市町村が処理する事務の範囲等)

第2条 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員に係る沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）に規定する扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当について、沖縄県人事委員会規則で定めるこれらの手当の支給に関する事務であって別に沖縄県教育委員会規則で定めるものは、市町村が処理することとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際改正後の第2条に規定する事務に係る沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）及び沖縄県人事委員会規則（以下「条例等」という。）の規定により沖縄県教育委員会がした認定その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において多良間村の教育委員会、竹富町の教育委員会又は与那国町の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、それぞれ多良間村の教育委員会、竹富町の教育委員会又は与那国町の教育委員会がした認定その他の行為とみなす。

3 施行日前に条例等の規定により沖縄県教育委員会に対してなされた届出で、施行日以後において多良間村の教育委員会、竹富町の教育委員会又は与那国町の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、それぞれ多良間村の教育委員会、竹富町の教育委員会又は与那国町の教育委員会に対してなされた届出とみなす。

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第29号

沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県警察関係手数料条例（昭和47年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「又は第10号」を「、第10号又は第14号」に改める。

別表第8銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項、第4条の4第1項、第6条第1項、第7条第1項及び第2項並びに第7条の3第2項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の

許可に関する事務の項中 「

1,800円

 を 「

1,600円

 に改める。

別表第9第1項の表認知機能検査手数料の項中「750円」を「1,050円」に改め、同項の次に次のように加える。

運転技能検査手数料		3,550円
-----------	--	--------

別表第9第1項の表講習手数料の項中

小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道交法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）	5,100円
小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けて	5,100円（当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他

<p>いる者に対する講習（道交法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「道交法施行規則」という。）第39条で定める基準に該当するものにあつては、7,950円）</p>	<p>を</p>	<p>道交法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下この表において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（道交法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに道交法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習</p>	<p>6,450円</p>
<p>小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習（道交法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）</p>	<p>5,800円</p>		<p>普通自動車対応免許を受けている者（道交法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は道交法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。）又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習</p>	<p>2,900円</p>
<p>小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習（道交法第97条の2第1項第3号イ、第101条の4第2項又は第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものを除く。）</p>	<p>2,250円</p>		<p>小型特殊自動車免</p>	<p>2,250円（当該認</p>

許のみを受けている者に対する講習 (道交法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	知機能検査の結果が認知症のおそれがあることその他の認知機能が低下しているおそれがあることを示すものとして道交法施行規則第39条で定める基準に該当するものにあつては、4,450円)
小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 (道交法第101条の7第4項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。)	2,350円

に、

道交法第108条の2第1項第14号に掲げる講習	講習1時間について2,000円
-------------------------	-----------------

を

道交法第108講習
道交法第108講習

条の2第1項第14号に掲げる	講習1時間について2,250円
条の2第1項第15号に掲げる	講習1時間について2,000円

に改める。

附 則

この条例中別表第8の改正規定は令和4年4月1日から、第5条及び別表第9の改正規

定は令和4年5月13日から施行する。

沖縄県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第30号

沖縄県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県風俗案内業の規制に関する条例（平成24年沖縄県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

(6) 青少年 18歳に満たない者をいう。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第31号

沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例（平成13年沖縄県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「小学校就学の始期から満18歳に達するまでの」を「18歳に満たない」に改め、「（婚姻した女子を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定（「小学校就学の始期から満18歳に達するまでの」を「18歳に満たない」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1